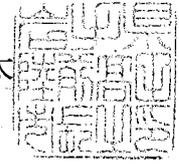


陸前高田市告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、その旨を告示する。

平成27年9月9日

陸前高田市長 戸羽 太



1 都市計画の種類

地区計画等（地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

陸前高田市高田町字大石沖、字荒町、字大町及び字馬場並びに字中川原、字洞の沢、字下和野、字栃ヶ沢、字砂畑、字西和野、字鳴石、字裏田、字中和野、字長砂、字大石、字川原、字東和野、字寒風、字森の前、字太田、字本宿、字馬場前、字山苗代、字館の沖及び字本丸の各一部（別紙図書のとおり。）

3 都市計画の図書の縦覧場所

陸前高田市役所都市整備局都市計画課内

備考 「別紙図書」は、省略し、都市計画の図書の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。